

婦人関係資料シリーズ

調査資料第二十一号

保存資料

婦人課

(4)

事業場及び労働組合における

労働者家族のための福祉対策

労働省婦人少年局

はしがき

婦人少年局では所内各家族の生活実態調査を数回にわたって実施してきたが、今回は事業場を中心に行われている所内各家族のための福祉対策の問題をとり上げて調査を試みました。その結果の結果をお伝えして所内で他関係方面の御協力に供したいと思ひます。

この調査を実施するにあたって、対象となる事業場、所内組合はじめ関係方面の御協力を得ましたことをここに記して御礼申し上げます。

昭和三十三年七月

所内各家族婦人少年局

はしがき

一	調査の概要	3	十八	家族内の秩序	4
二	住宅	4	十九	家族計画の指導	42
(一)	施設	4	二十	生活技術の指導	43
(二)	住宅手当	7	二十一	救護保険	45
(三)	住宅資金の貸付	8	二十二	家族の組織	47
三	給食施設	11	二十三	市内百家族福祉対策についての手続き並びに別付組合の意見	48
四	金融施設	13			
五	販売施設	19			
六	修繕施設	22			
七	医療施設	23			
八	衛生施設	24			
九	保育施設	26			
十	その他家族の利用しうる施設	28			
十一	家族手当	29			

調査の概要

ハ、この調査は華界警察及び消防組合が、消防救急隊の種別の花押で、その上から施療室、診療所、位廟や足時計などに行っているから要訣を、更に施療を行つてゐる罪業場について華例酌定監査することを目的とした。

対象事業陽教は全四一三八ヶ所、各都道府県当り二一、五ヶ所、二三ヶ所平均としたが、その送定については、婦人少年室が各関係機関の助力を頼て、管内申請場より送付から井勿漏家親をたのむに便するといは特殊な福祉対策を何つていふとみられる事業協を遂んで調査対象とした。

調査の次第は、たゞでは得んから年鑑等からその年を以て訪問し、申集場見及び野仍組合制がうづききとり、視察、資料蒐集の方法によつて詳細な調査を行ふことに努むる。

この調査は昭和三十二年二月下旬から四月にかけて行つた。

なお調査された事業場（一三八ヶ所）についてその場便所（従業員数）をみると

五〇〇人以上	三六
一〇〇〇人	三五
二〇〇〇人未滿	三一
五〇〇〇人	九
一〇〇〇〇人以上	五

となつており、規模の水準は極めて高い。又業種別については、食料・繊維・パルプ・製造業・金属肉

果に与るから老成を要するといふてあり。また一部の事業場は、住宅地帯は企業地帯とつて異色を呈せざるべからず、國家がもつと積極的を援助するべし、あるは或國々地方公共團體が所管有つたものに公營住宅を建設すべきであるといふ建設計案のべてである。

次に二つの事業場における社会福祉士の事例として紹介する。

事例一 (中小企业製造業)

アバウト三郎。木造千家四戸をとりつてゐる。衣袋は八畳、四畳半、三畳が並べられてゐる。が、木造ではそれより安いものが多く、八畳二間六畳一間が一番多い。アバウト向かい風船社で設備はよく工夫されてゐる。木造は庭が広い、風船社は狭い。食米袋四人のち五人世帯で一カ人が入居してゐる。家賃はアバウト八百円から四百円、木造は二百四十円から五百円だ。汗、木造、鉄筋、建築年度により異なる。

入居について、明使委員會の所使回りの向應を協議する附屬會、委員は伯耆の郡吏決定し、附屬の数は常に同一にする。で附屬の上入、庶希望者の順位を定め、庶員、庶場賣の區別なく、雇込定者が仙せんの上割当を定める。

住宅の建設については、下パーセント未満とも、低住宅を順次建設し、緑地の消化、町内のあると、管理修繕の義務を課する。

その工場は戦時中急遽工場の工務としたため設備が整わない上に、他工場が急ぐ修繕費を多く発生して困窮した。そのため修繕費を助けて救済会社の建設計画の中程に納入して済ませた。最近では二棟が完成、更に四棟計画している。これが出来れば新築費を返すつもりで入居人は一人一人に保証金、住宅問題は解決出来る。木造家屋は老朽化してきているので築込取除いて新築は必要。

॥ श्रीगणेशाय नमः ॥

車例一 (戰術與謀略監案)

一と連任者一と三つ　二と連任者七一六戸　アバート一五六戸がある。麥樹園一と連任者一と
四の四、二と連任者二と三の四、アバート一鉄橋一、一つと四一、一本棧一、一五の四である。

風呂と水道は、一々理々として及ぶ鉄腕アパルトに付合はれてゐており、二が建のその所長も水道と共同である。水道アパルトは水道局を兼ね、風呂は共同になつてゐる。

一戸建の幹線筋の住宅。二戸建、併建、木造アパートの中間に順次建築の朋友が、鉄筋コンクリートは昭和三十一年頃には建築された。

津東 修理工 舊型はすべて会社で行い、新車は修理工の半分の程度にしかないので、

建築のアーバート三棟を建てる予定であり、又國からの資金借入により今般住宅を、ヤベト小幡を建てることも考へている。今年中に二戸般住宅の爲めに風石、木道をつけの予定がある。

(一) 金、銀、手、當

以上にみれば、この村の住居は、その居住者によつて、家族その他の経済的利害の大體いふことがうかがえるのであるが、この華樂場でも、従業員が全部社宅に收容されてゐるわけではなく、社宅に入らざる希望者として、もみ入村がかなりあり、その他の都合で自宅や他家へ歸向から出勤してゐるものも、又山に居りである。そして社宅居住者と通商者との間に、些な補う意味や社宅のなほ揚

が一人一口五ツの肉を出費して、住居給食をつくり、住居の設備をなしているところがある。例が
みられる。

社宅の分譲を行っている例は、三に過ぎないが、いずれも月賦又は折込方式の方式をとつ
ている。

事業場が現金貸付などの方法によつて経費負担を自分の持ち持たせようとするところについてある事業場は
社宅の建設費の不足を緩和するもの、といつていい。へこ、これは社宅居住者を対象して優待的に貸
付ける。また他の事業場は、新助産が長年働いて社宅を建設するが、社宅の不足を解消する
いうことのないように、そして新助産者にとつても老後の生活の安定のためにもいいから、といつて
いる。また単に、自分の家をもつことは新助産者本人のためにもいいから、といつてゐるものもある。
ある。

次に、住宅融資貸付基準の一例を挙げてみる。

事例（仮及びバルブ製造業）

従業員が自己居住の目的をもつて住宅を新築、増築する場合には、又は借家、借家の権利金等
支払の場合には、本人の申請により所定資金の一部を融資する。融資は勤続十年以上、借家
借家の権利金の融資については勤続三年以上）で融資金額は融資限度額を越える本人の自己資金は以
て返済するものとする。

融資額	融資期間	返済期間	利率
公庫融資による住宅 の融資	三〇万円	一年	一〇厘以内
融資限度額は勤続 の年数			勤続十年以上は 勤続期間に比例して

住宅の購入	一〇万円	一年	一〇厘以内
住宅の増築	五〇万円	六ヶ月	十厘
住宅の修繕	一〇万円	六ヶ月	五厘
借家、借家の権利金	五万円	一ヶ月	三厘

三 給食施設

事業場の給食施設は、会社自体の経営のもの、兼て従業員を養つてゐるもの、又は従業員
同組合が主体となつて経営しているもの等があり、経営の形態はさまさまであるが、大抵は多
くは、施設及び人材費、燃料費等は事業場側が負担しているのが多く、材料費については借家
が実費を支払ふか、或は実費の一部を支払ふ不足分を会社が補助するなどの形態が多い。また
ある。会社の負担を補助額は事業場により異なるが、一食あたり最高四角からの最低五角位の
中があり、一月間前後が多いようである。従業員は実費を徴収されるか又は同給より補助金が必
ず、回数券式の食券を利用しており、大抵市価の二割がらの割位安く給食している。

事業所が給食施設をもつたものはないが、必ずしも規模の大小によつてではなく、施設又は事業
によるのではないかと思われる。例えは労働力の主体を農村地方に求めている地場の事業場では給
食の必要は余り感じておらず、都心から離れた事業場では逆に社宅が専断的に存在する所では
、従業員も多くは、昼食をとりにかえる人が多いという理由から事業場が施設を設けて利用者が
少ないのではないかと推察している所もある。なお地下作業を主体としている例では石炭採掘の

いでも、院内失は相當を各自持参し、或いは社宅に帰るまで給食兼夜食、寮止、又は生身酒のたぐひしか飲めてゐない所が多い。

また家族で利用出来る施設を持つてゐる事業所は極めて少なく（六事業場）家族の利用度低いようである。左にそのよう事例の一つを紹介する。

事例（鉸葉）

会社経営の給食施設があり、一回一回の給食を行い、家族と利用することが出る。利用者数は六〇〇〜八〇〇人である。(佐藤重夫と〇〇)

一食分（主、副）とし十五円で食料を買ふように附つてゐる。一食分の主食量は、一食くニ食分が三人、三人に十食分位多いといふことである。供給量は家族数手度を限度として、その数までは自由に買ふことができる。

会社からの同額位の補助をしている。米糶士一 炊事婦 雑夫等、計十三人が作業に当っている。食室（一つの入金収容）は主として炊事員、別居者が利用し、家族持の風呂は各自社宅で食室する。（食室より購入し家庭に持ち帰る）

事業場側の今後の方針としては三新設を考慮している所はあるが、現状維持的な方針の方の所が多い。特に今後給食施設に力を入れるようである所は少ない。

組合の意見としても、一、金銭集積の資金給食費、施設、内容改善の要求がみられる態度である。

特異なものとして、金座茶屋に朝食を無償で食してゐる事業場が、朝食施設のないが、金座茶屋として月一六〇〇円を支給してゐる所が、一事業場あつた。

融施教

人、貸付金制度

事業場における貸付金制度には、会社資金によるもの、貸付金によるもの、又は常任金庫を利用するもの、組合独自の貸付等種々あり、由業場によつては之の間の別度がない乃至、つゞい所では四つ位併設されているところもある。

(イ) 会社資金に上る貸付制度

会社資金による貸付制度は、事業場で貸付のために一定の資金の枠を設け、その枠内で融資を行
っている所が多い。

貸付の内容をみると一般貸付、住宅貸付、育英貸付、育英資金、結婚資金等に別れている。住宅貸付、育英資金についてはそれ以外に、住宅、育英制度の項で述べるので、こゝでは主として一般貸付と結婚資金について調査の結果をのべることにする。

(4) 一般貸付制度

一般貸付は非業場により特別貸付、普通貸付或は長期、短期等名称はさまざまであるが、いずれも生活費の補助とか、家族の病気等不時の災難の起つた時などに非業場より融資をうける場合である。金額は五千円から三万円程度が最も多く、借入る条件は住宅資金のようには多額で

ある后継事業の事業場では「決算の企業図は皆から金様子が荒々、三百円以上の借金をする」と返答は不可能な状態になつて会社の方でもよく注意して生活の改善をしている」となつてゐるが、この制度の悪害については、いろいろの問題があるものに思ふ所がある。

千金制度

資金制度については事例は少ないが、事業場又は組合が貸付金制度と特約して、年利が公以上の利子で、資金制度を設けている所があり、従業員の利用度が高い。ある事業場では従業員が生活費ととして利着と福利をはかるために、資金制度を設け、公資金は百兩以上四兩以下（獎勵）として、いるところや、労働組合が、組合天引資金（という名の）と称し組合員が毎月百兩を予金し、組合員同志必要に於て融資しているところなどがその例である。

3. 保險制度

従業員を被保険者として保険料を払つたが、因縁・生命保険に加入し、従業員が死した場合は、前記の手続により保険金が遺族に支給されるという保険制度を設けていると定めてある。

金取組数々が、この相場場は極めで少い（田圃相場）が、それらの相場場では、従来型の相場により、金
の相場は、この方法をとりでいる。

五
財
貨
殖
蓄

調査された事業場の日とんどが何らかの形で販売施設をもっている。とくに佐賀県買の大中規模店を
あがせているところでは、例外一つを除きすべて販売施設をすべてあがせており、数ヶ所は販売所を
ひとつもの多い、施設をもたない小規模店が相次ぎあがると以下の事業場にも多い。

これらの施設は大体において会社の運営するものであるが、生活協同組合の組織と密接な関係がある。生活協同組合は会社系統のものや別系統のものがある。

会社の経営する販売所と労組が主体となつた生活協同組合も無希し、相互の協力によつて努力をもよく運営されている例も三、四あり、また会社の進款に對策した形で生活がはじりあつてゐるものもある。労組又は共済会の経営する販売所は少數であり、又兼看と補助金援助による委託の形になつたものもある。

しかし施設があつても必ずしも家族が利用するとは限らない。生協の中にも家族が利用でな
いものもある。また一應利用で送るものになつていて生活費などの重要な買物のほか、実際上は利用
が困難な場合もあり。又価格の関係や、並所に商店があるか否か等によつて利用度回もさ
であるが、老人などの買物は、必ずまず程よく利用せらるゝと云ふのもあり。買金の金額程度がこ
の施設で使われているという例もある。

支取の方法は、毎月売りのみ、現金のみ、両者併用とまちまちであるが、なかへは現金による支取として一部売店から餘々に試みている事業場もある。

家族が施設を利用できないとどうすればいいかを考える方法として、施設正を設け別列することなどが、自衛隊の

で給料が差引くとかの方法がとられているところもあるが、周知があまり利用を止めるか、給料の取分が少くなる結果となるため制限の方法を考慮中という事業場もあり、既に給料の割割計とこの制限を設けているところもある。

価格は全体を通じて市価の二割乃至三割安くなっているが、三割安程度が多い。会社が人件費、運賃、施設費等の諸経費を負担し、原則で販売しているところでは相当の割安となっており、利用者によるこれ以上の割引が多い。生協についてみると、会社が援助し、所使協力して運営に当たっているものに非常に好成績のものがある。同じ会社経営でも社団法人制によって人件費等一切を収益によつてまかなうものは価格は比較的高くない。

事業場の販売施設についての問題点の一つとして業者との競争の問題がある。この点を廣く会社としては福祉対策の重点を他の面におくこととし、販売施設の販売を付的ない方針という事業場もある。

販売施設の向題は労務者の家計と直結する問題ゆえに、労使ともに一般に同意が得られざるが、あるが、一方、無任の売店制度は戦後の物資不足に對する自衛的ではあるが、今四ではもはやでる会社は面倒をみる必要はないとの理由で無任を断るの例がある。事業場もある。しかし労務者側はこれに反対している。

次に販売施設の一、二の事例をあげておく。

事例一 (金沢営業)

会社の直営で昭和二十七年一月は購買会が中心となり、生食、肉、木炭等の金沢市の各商店に

貨物等。一時的に価格の割割の四半減を設けている。又この価格のことも依頼が非常に多いため、

例下一町の他、東京、大阪、名古屋、金沢の各支店の卸売業者が同値を買い、運賃、保管料、ロス、労務費等は会社が負担する。市価の一割から二割安になっている。一月の売上は概して平均約三二万円、従業員一ヶ月の手取額の平均約五〇〇万円の支出に相当している。

現金で買うことが原則であるが、一部で掛売の要望があったため、労組や婦人会に意見をきいたところ掛売は利用者のためにならぬということ、全面的には掛売をしていない。価格した人の新庄帯用家具調度、銅釜の類とか、オーバー、背広などは一貫五〇〇円以上から希望に応じて三〇六ヶ月賦にしている。

事例二 (釜山製)

会社の側面敷地内に消費生活協同組合販売所があり従業員一口二〇〇円以上の出資と会社の助成金九五万円により組織、運営されている。会社は建物、光熱費、人件費の一月二万円、月一負担、他に毎年六八〇万円の助成金を出している。

出資者には年一割の利子が配当される。組合員中より理事二名、監事二名を改選、組合の運営を行う。理事中より理事長一名(会社と組合とを兼務し専務理事、常務理事各一名を兼務する)常任であるので会社は休取の形となる。

取扱品目は雑貨、食料品、書籍、文具具、家庭用品、時計、靴、洋服等であり大休市価の二割

四割である。映画の預金券を扱っている。利用者は一日約千人、特売の日には三千人を数える。家族の利用時間は午前九時（十一時）午後一時、四時半で、当会家庭への配慮を行っている。

六 修理施設

靴、時計などの修理や洗濯の施設は、前半夜の車庫場が、生活協同組合の事業として、或いは会社や厚生部の仕事として持つていたり、業者との契約で運営したりしている。

修理施設の重視は靴の修理と洗濯が最も多く、施設のあるところでは、各この両方を取扱っている。次に時計、被服の補修と縫製で、自転車修理がこれについて多い。ラミネート板の修理器具も少くあるが、かわつた例としては、綿の打直し、警備器を今、之、改造へつるはした付個人のものを使う次第の場合の一例がある。

洗濯の方法としては、会社が湯河を確保し、指定の業者がその施設を開設しているもの（この場合は石灰などの燃料をも提供しているものや、従業員の人件費まで負担しているものもある）、又は、月一回とが週一回とがきめて、指定業者が特約店が出張してくるもの、特約店を設けて、会社関係者と市価の一割引が二割引で利用させるもの、生活協同組合の施設の中に入つて特設されているもの（生活協同組合で取扱をける場合もある）、などがあつたが、町事務所特約で、車庫場より便に利用している例もある。

工賃はここでも市価より一割から二割引き、殊にワイヤレスの洗濯は半額でやつたところもある。

七 医療施設

調査を行つた車庫場のうち、従業員数五人以上の車庫場は大抵病院が診療所をもつていて、そのうちでも従業員が大半に住宅を有している車庫場は病院をもつものが多い。

病院と診療所とない場合は、また何れか一つは病棟、外部の病院と特約契約を結んで、病室を確保するなどの方法を講じている車庫場も少なくない。労務者本人の及ぬが、家族の利用できる施設は主に病院である。

病院の規模は、二百五十床以上の大きなものもあるが、このようにものはむしろ例外で、国庫所が大きい方である。結核患者に対しては大抵完全看護を行うが、一般患者に対しては完全看護、完全給食を行うところは少く、この両方とも問題とされている。

経営は会社直営のものが多いが、他はあつた健康保険組合の経営が、会社と健康保険組合の共同経営とあつてゐる。

家族の治療費は五割自己負担が普通であるが、会社又は健康保険組合からの補助によつて、全額無料又は無料に近いものがあるところも可成ある。また、一般無料を定めていたり、何割以上あるいは何円以上を会社が負担する等のとりかたをして家族の負担を軽くしている例は相当に多い。またこつした便宜が車庫場の施設を利用する場合にだけ与えられるところと、車庫場の施設以外にも通用するところがある。

家族の健康診断を年一回実施する車庫場も少数に限る。しかし概して受診率は低調のようである。

る。
次に、一、この事業場について医療施設の状態をみよう。

事例一（坂がタス製菓業）

事業場が診療所をもっており家族もよく利用する。（内科、外科、齒科、産婦三科、看護婦三名）

結核対策として外部の病院と契約を結び約四十床を確保、従業員と家族が利用する。
家族の診療費、看護費は一〇〇。笑以上については九月月健康保険組合が負担する。

事例二（佐野工業）

会社直轄の病院がある。内科、小児科、外科、齒科があるが、齒科のみ同政庁をかりて通費制にしている。病床数二十一、医師四名、看護婦十一名、調理人等の机、などが従事する。完全看護を果敢し、家族のみならず村人の利用し、往診をする。

このほか結核病床を各地に設計四十床を設けている。
家族の入院料、食費等の机一切健康保険組合の負担となっている。

八 衛生施設

一 浴場

浴場をもっている事業場は多いが、従業員は利用するばかりで事業場内にある娯楽施設は家族は利用しないものとしてある場合がある。又近郊農村地帯のものがある所は家族も利用させたり、さらに一般の人にも利用させているところもある。一般の人々の利用は、市面を歩いて入浴させている例のほかに、町の人々を招き入れて、親戚、近所上よりなり、町内は浴場がないなどの関係で、断るのかたがたしいというところもある。その他、工場である種、鉄ベルト製造業に近づく浴場は長下付、入浴料をとり、家族は同様の門を渡すといふ方法で、町の浴場を利用させているところもある。

・浴金は、無料のところと有料のところがあるが、有料でも非常に低額である。無料は一ヶ月一回、一〇銭というところがあり、すつと高い方でも一ヶ月十五の円位である。変わった例では、社長の自治会で、風呂敷を雇い、会社が浴料石炭を負担して一ヶ月一十の円の高額金を自治会を通じているもの、会社が施設を提供して業者で委託している例もある。

二 理髪所

理髪所は浴場とかわらないところが多いが、事業場におかれているが、原則に従業員だけが利用するようになっているものが多い。その運営は会社直営のものが多いが、会社が場所のあるいは電気料、水道料を含めてを提供し、業者が委託したり請負の形になっている場合、町の民間の店と契約して割引で利用させている場合、生活協同組合の事業としてやっている場合などがある。浴金は、一ヶ月一回に限り無料という一例を除いてはほとんど有料で、市面の一割から二割引のところが多く、半額のところも二、三あり、ところによっては、会社や扶養会が自分の一応補助

しているものもある。又家族の場合に、本人より五円か六円の出費を要しているものもある。その他、会社で家を建て、店を貸し、地主より一〇〇〇円、従業員一〇〇〇円の手当を出して特別に利用している例もある。又理髪所を設けたいが、町の業者の影が大きいので考慮中というところもある。

三 養 老 院

養老院は、余り多くの事業場にはないが、社会施設としてはない方が多い。思案町の養老院は、床の間に暖炉があるという形が又みられるが、建設するに利用者が少いからと、町の店から養老院が一回りか月二回しか出張してくるとか、麻酔店をつくっているとかが又みられる。料金は無料のところは多いが、市助の半額か、半額以下のが多く、家族のときは五円か六円の出費を要している例もある。

九 保 育 施 設

保育所は幼稚園に余り多く、事業場にはないが、保母や園長がいて給食までしているものもある。診療所の時給室の一部を開放しているところもある。大抵は、その事業場の従業員の子供を保育するものであるが、外部の子供も受け入れていたり、町会が共同で保育所を運営しているものもある。

例一 芝罘 一五〇坪、保母二名、事務員一名、役員三名、保育費補助
あり、無料給食、企業年金

例二 桜孔 二二〇坪、従業員一六〇名、保母三名、定員五〇名、無料

例三 企業補助、定員二〇〇名、従業員五名、地代二〇〇〇円、保育料五〇〇円、その他一〇〇〇円

幼稚園は保育所より更に少い。事業場にはないが、保育所と同様にその事業場の従業員の子供しか収容しないものと、外部のものも収容するものがある。

例一 敷地二〇〇坪、建坪三〇〇坪、運動場五六坪、園長一名、教諭一〇名、収容児五〇〇名、入園料四〇〇円、保育料四〇〇円

例二 収容児一〇〇名、会社は近郊農村負担と少額補助をしている。外部のものも入園する。保育料五〇〇円

また事業場の一つで幼稚園を町の要望が多くなったのを機に設置したり、或いは町に申請して、会社が土地を提供し、社内に、従業員を半額負担して、工場に近接する田舎と社宅を建設し、子供たちのためにつくった例もある。しかし中には、保母がいるとか、服薬の競争があるとか、場所が限るなどのために利用施設があるものに利用を出ていないところもある。

家族手当支給基準の具体例を次に示して置ける。

事例一（化学工業）

一人目	一五〇〇円	二人目	一二〇〇円
三人目	一〇〇〇円	四人目	九〇〇円
五人以上	七〇〇円		
子供は三人まで支給			

事例二（染色加工業）

妻	六〇〇〇円		
子一人以下	一五〇〇円	四人以上	一〇〇〇円
事例三（紙、パルプ製造業）			

妻 一〇〇〇〇円

子 十八才未満 一一〇〇円

十八才以上 高校校在生 四〇〇円
父母及び祖父母 六十才以上（但し父のいない場合の母については五十才以上） 一〇〇〇円
孫及び姉妹 十八才未満の者及び十八才以上の上級学校在生 四〇〇円
不買氣族者 五五〇円

十二 出産・結婚・死亡の際の休暇と経済的援助

（一）休暇

妻の出産の場合の夫に対する特別休暇は別記の表の通り、配偶一人から最高一
。日数を与えられており、二日が二日のところから約半日を認め、本人の結婚の際は、二日が三
八日、五日のところが最も多く、ついで三日と七日が多い。配偶者の死亡の際には、二日から一
日、七日のところが最も多く約半日を認め、毎日三日に次いで多い。両親、兄弟姉妹の死亡
も大抵妻の場合と同じである。結婚や配偶者の死亡の際には、休暇の長さは常例の場合に比
復の日数を加えて与えられているところもあるが、その日数は常例的に二日位とされている。大抵の
事業場では、出産のための休暇は、結婚、死亡の場合に比べて日数が多く、概して死亡の際の休暇
よりも二日数が多い。

これらの休暇をとる場合の給付についてはみると、無給、有給、一部有給と三つの場合がみられる
が、無給の場合が最も少ないようである。しかし、出産の際の休暇は無給とするところは比較的多
い。一部有給の内容は基準賃金の何パーセントかを支給するとか、休暇日数の一部について有給と
するといふ形が多い。

（二）経済的援助

出産、結婚葬祭の際の経済的援助は、会社が行う場合と、会社と社員の連帯による共済会等が行
う場合、労組が行う場合及びこのうちの何れか二者が行う場合と要するがあるが、調査対象事業場の
大多数では共済会が行っている。援助の種類には、税金、香典のようない一時金の支給と、不詳の出

返済方法は卒業した月の翌月から起算して三ヶ月を隔置き、四ヶ月間から毎月償還用金に
 今の一又は二ヶ月の賃金から捻出して償還しなければならない。(一ヶ年利息)

年一回查定，現在九名利用

爭
肉
工

化学工業

自他通学

親不為之離此已場合

高坡

五
四
三
二
一

大器

四

THE
A
B
C
OF
THE

但し、一人貸付。原則として無利息。たゞ再借置、借りは期間と月期間に違ふ。期限後は、目少三銭。現在利用数一四件。一九三〇の四

大學進學者のため、東京を其他の大都會に學生寮をもつていさめくつかの事業場があるが、多くは本社の特つて出る寮を各地方事業場の従業員の子弟が利用し、それ以外に社員のための寮を密生が利用してゐる所である。使用料は大抵無料で食費徴収のみで所収も無知。一円位までである。又、特別な例として事業場が山向にある区ぬ、小中高生のために、その交際の費用を保ち立てた寄宿舎もあり、食費二五々の内給ひめて宿費と世をいふところもある。

このまゝは強盗金刑制度を考へて以ないと云ふが、世の粗度には幾々強盜犯は有り、大抵は行方知れずといふも、而かも地味な匠に因るものなりと雖も、考へては組合の要領が松葉門で喧嘩するやうとはいへど、さうして、特許者の年金が殆ど無駄にし道が怪い程かき、令後のこととして対策を考へてもいふをいふことは多からざる。制度がどう下りた上之方を、幾分不便の高利の上名が困つて利益を得

此の、又、陶器に在賣の子女には高校から留付料多しとて、又同一被扶養員に附大學生に下付しか
るに付ない、例も亦多。

十五 勞仇者の死に人及子孫に對する優生政策の有無

労働者が死亡した場合その妻に対して保護扶助又は優先的雇用の配属があるが、また子供は、
 又はわいせつ行為を働いてゐた結果は、欠格原因である。

まず雇用の問題についてみると、全体を通じて求む人や子弟は、対する優先雇用を制度化している所は殆んどない、しかし調査した事業場の過半数は何らかの配慮を行つてゐるようによに思われる。

(一) 求亡人について

未亡人に対しては労働者の死亡當時の家族の事情により、本人が希望すれば採用する。又は事業場に適当なポストが空けば優先的に採用するといふ事業場が最も多く、つたなる労働者が、公團板に亡くなり死した場合は、は無條件に採用するといふ所が二目に次ぎ、未亡人に対して比較的高情的なところが多い、しかし該当者は多く、具体的に実施されてゐる事例をみると、厚生施設の提供、食糧の供與等などは従事してゐる人が大部分である、

（一）子弟に対して

子弟に対しては、殆ど均等にやの場合には優先雇用を行つてゐるという所が比較的よく、その他は卒業場により多少条件が異なる。例へば「長男の場合は特に考慮する」「子弟の中一人は必ず採用する」「男の子に対しては配慮する」といふような卒業場がある。しかし「特になし」

のまゝいる」といふでいるが同じまゝで一人は世にもあつた。生活技術の改善は果日、日進月歩のまゝである。然るに、漸次日常生活の改善、合理化といふ方向へ進んでゐる位がよい。

生協合理化指導の内容は左の通りである。

④ 衣生活と洋服の講習 今と今、居んばんの作り方講習会、洗濯の仕方講習会

合生油料理の講習会、研究會、合生油にかゝつての講演會

(4) 住生活 新增 改修等の他の相配 幹族 家の秋光 家員の配置等の松田相配

(一) 彼の負債の準備金計算の一方は、現金の増減

次にある半量で行なっている半量技術指導の中心は、(1)異体質を克服することである。

事例（一）在成龍廟（一）

[illegible]

平川に行き、佐田寅一の宅で全国組織の代表が社会党に賛助の承諾を以て贈る。而して材料費、諸謝礼等金に負担。又更進解了。遂に成事。全戸に配布して数々の台座化。

計画性をいかに加へている

まに環境に生 結核を國病にして、害虫取締 痛痛進化 疾病 傳染病 軍功 災災を防除の

指導を、四角分地頂とにやうて何つていふ事案場とあり、なかに同一国境、同様の外、公算を

行はしむに由りて、又其の財を補助して、以て其の事業を成す事也。

なお、この催しは、東京環境が主催し、組合が協力して行なう。組合が重視するのは、市内の

主無会外宣傳した行は、事業の成功と失敗の責任を負ひて組合が努力すべきものがある。

44

This is a vertical, high-contrast, black and white image. It appears to be a scan of a textured surface, possibly a book cover or endpaper. A dark, vertical strip runs down the center, suggesting a spine or a fold. The surrounding areas are heavily textured with noise and grain, characteristic of a low-quality scan or a high-contrast photograph. There are no discernible figures, objects, or text.

と申し以上のやうな生活面の改善指導を續けてゐる事業所は全体の三分の一、多くの事業所は「別に待つてゐない」といつてあり、又行つてゐる事業所の新聞紙、及び組合ニユース等には「料理の指導」をのせる程度といふところが夏ばかりであるが、一方事業所及び労組の用意をみるに、今後新生活運動の一環として家族対策の重要を生活指導の面におさへいと述べてゐるものは十分の半数あつた。

十九教養娛樂

争議場の多くは、労働者の家族のために、何らかの教育娯楽の非営利を行うか施設をもつており、毎

以上といふ所は極めて少い。

勅諭について

救養に ついては、生花 茶道 和洋裁の講習会、講演会（時英商盛望）と会、官衆免表会等、

從察員を對象に行ふ場合には、表裏を參加並進者と以て、形式のものを用意し、次が四重命の状

用が多族にも奇貨に成して、空手の興出しを竹一をいさかき、市井の和用目所懸け少いものにて存を

圖書集成

[illegible]

又、加の阿は、生の心に作つて子弟の學力の向上を計つてゐる事業場
 である。

又、子共合衆を作り習字、算盤、名從、漢語の中から先生を送んで修得を促しているという事例が

ある。世帯収入のような事業は、事業場が主権。労働は協力するといふ態だといふ。だがこれは、名の主人会へ主権会へが主権し、場所及び経費の事業場が負担しているといふ例もみられる。

娛樂に於ける

労働者家族の状況については、各事業場を通じて、次のような事業又は施設の利用を、一又は二、三併設して行つては多岐が多い。

費用は夫体にかゝり下すべし、会社は口である。

10. 年は一、二度の家族慰問会（爭議場によつては從會員大会に家族代表を加へざることも所がある）

(10)

年一々士族の旅行會へ東京から公を贊助して海峽に往くといふ折も小泊りあるが、從價
 費の旅行は家族を参加せざるという節がある。

年間に一度の従業員労働会に家族を参加させる

映畫
演劇
遊藝

帝敕の詔命を待つてゐる華族卿は、入場料等の附して、四座を徵集し、家族の別を問はず、一般の人は、其の兩敷に、といふ所が要い。其の座は、多い華族卿の座、在大阪の所、而して、同座一回位の別を、別組と共催の歌舞会を、各家族に、もたせ、その座の別を、又別組を、路折に、ていふ華族卿もある。演劇の座は、一度上演する世もある。

[illegible]

用ハ、トニーヤ、其の意母ニク、食ハ、其ノ

改正の外に、出版場によつては、レコード、手寫本、鉛板などを贈答、付加、翻譯を以てして、以

[illegible]

朱子名

増殖政策の事業としては、事業場と別に映画会を待つ必要が、事業場の協力するといふところが多いようである。家族のための教育娯樂に對して岡山の縣は事業場は少いからそれ以外の事業場の中にはその理由として「社会が散在して似る程の如何をやうでも嫌ひが冠ひたぬ」といつてゐるところもある。

二十 家族の組織

特別にとりあけるものは各人必らず、環境関係で成る主婦協議会（双精協）、全国百貨販賣組合、主婦連合会（全淑婦連）へ参加してはいる家族組合としてあるものと、社宅に住む人たちの集りとしての社宅婦人会、主婦の会（この頃は、多く再就職、救済組合双方に同じ位の仕事がかりをもっている）、その他地域婦人団体としてあるものがあり、いづれも全買参加のからだか普通のようである。会費は無料か少額高きの門までである。一部の再就職の方は、販賣主婦会と全買の主婦会との区別があり、会費もそれをおもひの門、一の門はと異なっている例がある。その他、青年会、こども会がみられ、いふところもある。これらの組織がとくは生活改善事業を行っている例はほとんど見られず、生活合理化講習会、教養向上のための研修会、家族計画講習会等を会社の援助をうけて断行する程度にとどまっているものが多い。殆んどこのやうである。

○ 家康は勿論會合を實施し、是を以て用ゐ、後宮如白戸、鬼ヶ子、少々、座つた。今、彼等と、此方、試を、つ、つ、

と三思ひの主義場では、事柄次第、支那防止の見地から家族対策を考へてゐる。

[illegible]

○ 從前國の地位に対しては合理的な資金をやつて援助するべきで、救済福祉の面まで実業場が担当する必要はないと思ひが、合理的な資金外権位を以て測ない今日、一断妥協してゐる形である。家族手当なども徐々に減止していきたい。

といつた意見もあるものも少敷く知らぬが、又これほど簡明な意見は母の阿加

○ 工場建設費用とは土地の状況もろが、物価も受ける。資金もよつてまづひるのだ。今後の増資政策について採用検討したい。生華を高めるために家賃の借入向とは重要で増資もかゝる企業に依存しやうな傾向がある。各社の負担能力に、限度があるから、今後の方針として、各社施設が、おのれおのれに所屬してゐるのだ。

希土の政策なるもの英國を咄めかたしてゐる事極端である

高田 秀竹君の家族の生活の安定のためには企業が成しうるべきの時限度が多量に、住宅対策、家族手当、労働者の老後の生活の安定のために社会保険制度を設ける必要もあつた。

[illegible]

源和廣小對其法在分月贈與單一項下，多收稅金，迄一九七九年

(2) 街の組合の発展

當時聯合上野、關東、財政、通商、制約、如、抽、結、等、會、議、定、正、名、之、為、**國難存亡の非常臨時會議**、

質也。中是也。便合星帥所。乃知海衛。臣等。一杯。兩。要。族。勿。福。祉。的。舊。無。的。手。力。正。此。所。以。組。合。員。以。應。然。天。可。資。上。下。至。望。人。等。以。爲。

[illegible]

従来は資金と事に終結してしまふが、今後の方向としては福祉厚生面をも重視し、家賃資金の向上を期す。

会社は物価の暴落や資金と鼎を理由として家族が福祉対策を講ずるべき方向に向つてゐるが、現状は田舎族が最低の生活を支へる金がやつぱであり、貯蓄を可る余裕さえない。労組はあくまで施設が充実に要する。

守組は主婦の社会関係の層別としての役割を歸すへきて、その中心に主婦が堅持する。一方、りぞもち、主婦の社会への要求に臨んでいく、

労働の要求と経済面から主眼ものは、住宅不足の解消、住宅資金の貸付をはじめとし、労働会館の建設、販売施設の新設、家族療養費の家族員担当の軽減、生命（養老）保険組合の設立、家族の生活費の増進等である。

昭和32年7月20日印刷

昭和32年7月27日発行

東京都千代田区大手町1丁目7番地

発行人 労働省 婦人少年局

印刷人 東京都文京区富坂1-1

米原勝美

印刷所 株式会社 華銀商会